

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

本則を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する手術を受ける患者

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する処置、手術又は放射線治療を受ける患者

イ	K04613	一時的創外固定骨折治療術
ロ	K06012	肩関節周囲沈着石灰摘出術 2   関節鏡下で行
ハ	K07612	関節鏡下関節授動術
ニ	K08214	自家肋骨肋軟骨関節全置換術
ホ	K13312	後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
ヘ	K14215	内視鏡下椎弓形成術
ト	K18812	硬膜外腔癒着剝離術
チ	K268	緑内障手術 6   水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
リ	K32012	人工中耳植込術
又	K400	喉頭形成手術 3   甲状軟骨固定用器具を用いたもの
ル	K46312	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
ヲ	K47413	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき） 2
ワ	K520	食道縫合術（穿孔、損傷） 4   内視鏡によるもの
カ	K52312	硬性内視鏡下食道異物摘出術
ヨ	K52413	腹腔鏡下食道憩室切除術
タ	K52913	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術
レ	K55412	胸腔鏡下弁形成術

イ	J00712	硬膜外自家血注入
ロ	J11814	歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき）
ハ	K059	骨移植術（軟骨移植術を含む。） 3   同種骨移植（非生体） イ   同種骨移植（特殊なもの）
ニ	K08016	関節鏡下股関節唇形成術
ホ	K17112	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術 2   頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）
ヘ	K46112	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術
ト	K46212	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）
チ	K46412	内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
リ	K50813	気管支熱形成術
又	K514	肺悪性腫瘍手術 10   壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）
ル	K52614	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法
ヲ	K52813	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術
ワ	K53013	内視鏡下筋層切開術
カ	K56012	オープン型ステントグラフト内挿術
ヨ	K60312	小児補助人工心臓（1日につき）

ヒ	エ	シ	ミ	メ	ユ	キ	サ	ア	テ	エ	コ	フ	ケ	マ	ヤ	ク	オ	ノ	キ	ウ	ム	ラ	ナ	ネ	ツ	ソ
K858	K841-5	K834-3	K808	K805-3	K805-2	K792	K777	K743	K741-2	K735-5	K731	K730	K700-3	K689-2	K684-2	K668-2	K665	K664-3	K647-3	K612	K602-2	K597	K594-2	K561	K559-3	K555-3
腔腸瘻閉鎖術	経尿道的前立腺核出術	頭微鏡下精索静脈瘤手術	膀胱腸瘻閉鎖術	導尿路造設術	膀胱皮膚瘻造設術	尿管腸瘻閉鎖術	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術	痔核手術(脱肛を含む。)	直腸瘤手術	腸管延長術	結腸瘻閉鎖術	小腸瘻閉鎖術	腹腔鏡下臍腫瘍摘出術	経皮経肝バルーン拡張術	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	胃瘻閉鎖術	薬剤投与用胃瘻造設術	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	末梢動静脈瘻造設術	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)	ペースメーカー移植術	肺静脈隔離術	ステントグラフト内挿術	経皮的僧帽弁クリップ術	胸腔鏡下弁置換術
1			1			1	1	5			3	3				2			1		3	1				
内視鏡によるもの			内視鏡によるもの			内視鏡によるもの	内視鏡によるもの	根治手術(硬化療法)			内視鏡によるもの	内視鏡によるもの				内視鏡によるもの			静脈転位を伴うもの		リードレスペースメーカー		血管損傷の場合			

タ	レ	ソ	ツ	ネ	ナ	ラ	ム	ウ	キ
K605-5	K674-2	K677	K695-2	K703-2	K715-2	K726-2	K773-5	K865-2	M001-4
骨格筋由来細胞シート心表面移植術	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	胆管悪性腫瘍手術	腹腔鏡下肝切除術	腹腔鏡下臍頭十二指腸切除術	腹腔鏡下腸重積症整復術	腹腔鏡下人工肛門造設術	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術	腹腔鏡下仙骨腔固定術	粒子線治療(一連につき)
		1	1	1			(内視鏡手術用支援機器)		
		膵頭十二指腸切除及び肝切除	部分切除及び2	外側区					

モ K909 流産手術 1 妊娠11週までの場合 イ 手動真空吸

引法によるもの

セ K92412 自己クリオプレシブテープト作製術(用手法)

二 別表の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。)に係るものに限る。)を投与される患者

(削る)

二 別表一の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。)に係るものに限る。)を投与される患者

三 別表二の手術等の欄に掲げる手術等(当該手術等ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。)に係るものに限る。)が入院日から五日以内に実施される患者

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

別表二を削り、別表一を次のように改める。

## 別表

	薬剤	番号
1	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3281及び3282
2	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年2月29日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581及び2584
3	ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで
	ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年11月30日及び同年12月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3540、3541、3545、3548、3551、3552、3556、3560、3561、3564、3567、3568、3845及び3848
4	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747から1752まで
	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747から1752まで
5	乾燥濃縮人アンチトロピンⅢ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2916から2920まで、2922から2924まで及び2927
6	エルトロノパグ オラミン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたもののうち、同日において現に存する他の治療方法では十分な効果が期待できない場合に限る。）に係るものに限る。）	3913及び3915
7	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747

8	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2549、2550、2562及び2575
9	フルベストラント（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで、3275から3277まで、3284、3285及び3288
10	バルボシクリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで、3275から3277まで、3284、3285及び3288
11	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2913から2915まで
12	アミノレプリン酸塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3557、3558、3560、3562及び3563
13	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（点滴静注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175、3176及び3182
	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（皮下注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175及び3176
14	ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3877、3885及び3886
15	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2682から2685まで、3219、3221及び3223
16	ベズロトクスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3004及び3005